

[事案 2024-341] 入院給付金支払請求

・令和7年11月12日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に規定する入院および病院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病の治療を目的として令和6年7月から8月まで入院したため、平成22年4月に契約した終身保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に規定する入院および病院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1) インドから来日した医師から、「今の段階であれば西洋医学とアーユルヴェーダ医療の統合で糖尿病に大きな改善が見込まれる可能性が高い」との診断を受け、インドでの1か月の入院治療を勧められた。

(2) 入院は24時間体制で医療チームの管理下に置かれ、長く過酷な治療であった。

(3) 入院施設はインドでも有数の統合治療を行う総合病院で、100床以上ある病棟であった。

同時期に同病院に入院していた他の日本人患者は、何の問題もなく入院給付金が支払われたとのことであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本入院に係る医療費請求書兼領収書上、入院に係る可能性がある項目はパンチャカルマ科のみであるが、パンチャカルマはインドの伝統的医療システムの一つであるアーユルヴェーダ療法の代表的療法であり、主な内容はオイルマッサージや浣腸、煎じ薬の飲用などの非侵襲的な療法であり、外来でも実施可能な内容といえる。また、日本ではアーユルヴェーダ療法は保険診療として認められていない。

(2) 入院施設は、日本国内の病院等と同等の入院治療が行われる施設とは認められず、約款上、入院給付金の支払事由とされている「病院または診療所」への「入院」に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 双方の主張、立証によっても、入院施設の開設者、機能、規模、提供されている医療内容等は必ずしも明らかでなく、入院施設が、約款に規定する「医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所」と「同等の」医療施設か否か判断することは著しく困難である。

(2) また、一般的にはカルテ等の医療記録により、入院中の治療内容、状況等を認定することになるところ、本件では医療記録が存在せず、提出された入院・手術事情書、入院証明書、入院費支払証明書、医療費兼請求書等の資料では、入院中の治療内容、状況等を認定することができず、本入院が、常に医師の監視下において治療に専念することに該当するか否

か判断することは著しく困難である。